生駒市規則第25号

生駒市市民サービスコーナー規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月4日

生駒市長 山下 真

生駒市市民サービスコーナー規則等の一部を改正する規則

(生駒市市民サービスコーナー規則の一部改正)

第1条 生駒市市民サービスコーナー規則(平成8年10月生駒市規則第16号

)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条第1項第2号及び第3号中「前条第1号から第4号まで」を「前条第1号から第3号まで」に、「同条第5号及び第6号」を「同条第4号及び第5号」に改める。

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第2条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第11条記録係の項第4号中「外国人登録事務」を「在留事務」に改める。 (生駒市公印規則の一部改正)

第3条 生駒市公印規則(平成9年3月生駒市規則第9号)の一部を次のように 改正する。

別表の専用公印の表の6の項中「、外国人登録」を削り、同表の7の2の項から7の7の項までの規定中「、印鑑登録及び外国人登録」を「及び印鑑登録」に改め、同表の11の項中「及び外国人登録証明書」を「、在留カード及び特別永住者証明書」に改める。

(生駒市印鑑条例施行規則の一部改正)

第4条 生駒市印鑑条例施行規則 (平成2年10月生駒市規則第16号) の一部 を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「外国人登録証明書」を「在留カード又は特別永住者 証明書」に改める。

(生駒市中小企業融資規則の一部改正)

第5条 生駒市中小企業融資規則(平成12年3月生駒市規則第18号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1号中「(外国人にあっては、本市の外国人登録原票に登録されている居住地)」を削る。

第5条第2号イ中「(外国人にあっては、外国人登録原票記載事項証明書。 以下同じ。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市を居住地として外国人登録原票に登録されている外国人であって、施行日において本市の住民基本台帳に記録されることとなるものが、本市を居住地として外国人登録原票に登録されている期間と本市の住民基本台帳に記録されている期間を通算して1年以上になるときは、第5条の規定による改正後の生駒市中小企業融資規則第2条第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる条件を備えているものとみなす。